

## 宍粟市公共施設等総合管理計画（第2次）案に関する パブリックコメント実施要領

### 1. 案件名

宍粟市公共施設等総合管理計画（第2次）案に関するパブリックコメント

### 2. 募集期間

令和8年2月5日（木）から令和8年3月6日（金）まで

### 3. 事務局

市長公室 地域創生課

### 4. 募集の趣旨

このたび、宍粟市公共施設等総合管理計画（第2次）案がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

本計画は市の公共施設等に関する方針などを示すものです。

提出されたご意見は取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

### 5. 公表資料（別添参照）

宍粟市公共施設等総合管理計画（第2次）案

宍粟市公共施設等総合管理計画（第2次）案 概要版

### 6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
市長公室 地域創生課	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、祝日、年末年始、特別整理期間を除く)
市公式サイト	令和8年3月6日まで終日

### 7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

## 8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

## 9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先
持 参	市長公室 地域創生課 市民局まちづくり推進課 三方町出張所
	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
	市立図書館
	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、祝日、年末年始、特別整理期間を除く)
郵 送	市長公室 地域創生課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 市長公室 地域創生課 宛て
ファックス	0790-63-3060
電子メール	kikaku-kk@city.shiso.lg.jp
市公式サイト	意見入力フォームより送信してください。

## 10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。  
(氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。)
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。  
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。